

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2024年5月16日

ペルー小口債務者支援プロジェクト

2024年4月期（2024年4月1日～4月30日）分配停止に関するお知らせ

掲題のファンドシリーズ（以下、「本ファンドシリーズ」といいます。）につきまして、2021年12月14日付「ペルー小口債務者支援プロジェクト 分配停止に関するお知らせ」でご報告申し上げた2021年11月期の運用環境が当月期においても継続しておりますので、ご案内させていただきます。

【対象ファンド】ペルー小口債務者支援プロジェクト 34号～45号

なお、上記対象ファンドは本ファンドシリーズで運用中のファンド号すべてです。

本ファンドシリーズの概要

クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」といいます。）が Crowdfund Peru S.A.C.（以下、「ペルーグループ会社」といいます。）に貸し付けた資金で、ペルーグループ会社が現地で債権回収業を営む Kobranzas S.A.C.社のグループ会社である COLECTA S.A.C.社（以下、Kobranzas S.A.C.社とともに総称して「Kobza グループ」といいます。）と共同で現地金融機関から零細企業向けや消費者向けの延滞債権を額面よりも安く購入し、Kobza グループに債権回収を委託して収益を得ることを目指すファンドです。

ペルーグループ会社は購入した延滞債権の回収で得られる資金をもとに本営業者へ返済を行い、本営業者がかかる返済金をもとに本ファンドシリーズの分配を行います。

当月期における分配停止の理由

当月期においても Kobza グループからの自主的な返済がなく、また、ペルーグループ会社による法的手続きを踏まえた回収金もありません。そのうえで本営業者は、後述する法的措置等、本ファンドシリーズに関する回収に要する費用をファンド負担費用として支払うことを意図して、必要な金額を留保していました。しかしながら、現在留保金は枯渇し、回収にかかる費用をペルーグループ会社が立て替え、拠出しています。今後、回収活動が完了し、分配が発生する際にはその立替え費用を控除し、分配金をお支払い致します。

本営業者は、ペルーグループ会社と Kobza グループとの協議に進展があり次第、投資家の皆様の利益を最大化することを目的として分配再開の方針等を決定し、ご報告いたします。なお、法的措置等ファンド負担費用に関しましても、明らかになり次第ご報告させていただきます。

当月期のご報告事項

Kobza グループによる判決無効申請について

Kobza グループは、仲裁裁判の判決後に判決無効申請を提出し、2024年4月6日に当該申請が司法当局により受理されました。

ペルーの法制度では、仲裁裁判における判決確定後に上訴・控訴審を行う制度は存在せず、敗訴側には判決内容の見直し・取消申請という権利が与えられています。

本来、この申請を提出するには、判決内容に再審議が必要となるような理由が存在する必要があります。本仲裁裁判の判決においては、再審議が必要となる理由が当てはまらないため、この申請はKobzaグループが支払いを遅らせるための妨害工作であると判断しております。

ペルーグループ会社は、司法当局の指示に従い申請に対する回答書・答弁を作成し、提出する予定です。なお、この申請によって確定された判決が覆ることはなく、今後予定している法的措置等、各種手続きへの影響もないと考えております。

今後の法的措置

1. 破産宣告手続き(PCO)の開始

ペルーグループ会社は、ペルー全国競争保護及び知的財産権保護機関(INDECOPI)による破産宣告手続きを2024年2月に申請し、2024年4月に受理されました。この手続きはKobzaグループが支払いに応じない場合でも、勝訴した金額及び差押え資産を法に基づき強制的に回収するための方法として開始されました。

今後手続きを進めていくなかで、債権者集会在開催され、債権者集団の中でも債権金額が最も多いペルーグループ会社の判断に基づき、コレクタ社の資産の売却、回収が進められることとなります。

2. 刑事告訴

Kobzaグループからの抵抗を受けることなく、破産宣告手続き(PCO)を進めるため、2024年4月にKobzaグループの代表者および不正流用に関与したと思われるマネージメント陣に対して刑事告訴を行いました。

上記1,の手続きとは別に、検察および警察による調査が開始されます。

前月期までの状況

Kobza グループによる自主的な返済の状況について

2021年11月期以降、Kobzaグループからペルーグループ会社への支払いが停止しています。そのため、ペルーグループ会社はKobzaグループが協業契約上の義務を履行していない(以下、「義務不履行」)可能性を考慮し、即座にその解消に向けた取組みを開始しました。

下記のような法的手続きと並行して、ペルーグループ会社は現地弁護士を交えてKobzaグループとの

コミュニケーションを図っていますが、当月期末時点までに Kobza グループの誠意ある回答を得られていません。

ペルーグループ会社による法的措置について

2022年6月期、ペルーグループ会社は現地民事裁判所で Kobza グループの資産差押えを申立てましたが、2022年10月期に棄却されました。その際、民事裁判所より提出書類の見直し等の指摘を受けました。その後、2023年7月期、ペルーグループ会社は上記民事裁判所の指摘等を踏まえて、仲裁裁判所の管轄下で資産差押えを再度申請しました。その結果、仲裁裁判の判決後、双方合意に至るまで請求金額の差押えが承認されました。それに加えて仲裁裁判所よりペルーグループ会社に対して、資産差押え額の正確さを期すために、Kobza グループへの請求額を見直してより多くの金額を請求するように提案があり、ペルーグループ会社は現地弁護士意見を踏まえて、見直した金額を裁判所へ提出済みです。

加えて、現地弁護士より Kobza グループの代表者個人を横領の罪で刑事告訴する事が可能という報告がありました。刑事告訴に踏み切る場合は、代表者個人だけではなく、関与した Kobza グループの社員全員に対して取り調べが実行されるため、Kobza グループ側に仲裁裁判の内容に早急に合意させるための強制力となり得ると判断し、対応を進めています。

なお、Kobza グループに対する請求額の妥当性検証、延滞債権の評価査定、同グループによる不当な引出し額の調査等を目的として、ペルーグループ会社は経済専門家の起用を検討しています。これによる費用は生じるものの、判決後の和解額・支払い請求額に関して公平性が保証され、仲裁裁判の判決に優位に働くと判断したためです。

2023年12月、ペルー現地裁判所により本仲裁裁判の判決が確定され、我々の訴え通りの内容でペルーグループ会社の勝訴となりました。差押えが完了している資産および勝訴で認められている負債額を回収すべく、弁護士と協議を重ね対応を進めております。

これまでに実施した分配の状況

当月期時点における対象ファンドの分配率(分配済金額/出資金額)は下表の通りです。

| | |
|-----------------------|------|
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 34 号 | 114% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 35 号 | 113% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 36 号 | 110% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 37 号 | 109% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 38 号 | 106% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 39 号 | 106% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 40 号 | 102% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 41 号 | 102% |

| | |
|-----------------------|-----|
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 42 号 | 98% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 43 号 | 96% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 44 号 | 92% |
| ペルー小口債務者支援プロジェクト 45 号 | 92% |

今後の対応

投資家の皆様に向けて、本営業者は、対象ファンドにおいて分配できるめどが立ち次第すみやかにその旨をお知らせするとともに、分配の手続を再開いたします。また、それ以外にも報告すべき事象を認め次第、ご報告申し上げます。ご心配をおかけして大変恐縮ではございますが、続報をお待ちいただけますようお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディング

【設立年月】 2016 年 3 月

【資本金】 1,000,000 円

【住 所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号